



厚生労働省福島労働局発表
平成26年10月27日

担
当

福島労働局労働基準部監督課
監督課長 樋口 雄一
監察監督官 針生 達矢
電話 024(536)4602

10月28日、福島労働局長が使用者団体を取組を要請 ～「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施～

県内における労働時間数は増加の傾向がみられ、過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害や恒常的な長時間労働などの問題も後を絶たない状況です。

福島労働局（局長 引地睦夫）では、11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、これらの問題の解消に向けた取組の推進を図ります。

1. 「過重労働解消キャンペーン」の趣旨

過重労働による健康障害、恒常的な長時間労働などの問題の解消に向けては、使用者が適正に労働時間を把握した上で、適切な措置等を講ずることが求められています。

また、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使一体となった取組を行うことが重要です。

福島労働局では、労使を始めとする関係者に対して、その主体的な取組を促進します。

2. 実施期間 平成26年11月1日（土）から11月30日（日）まで

3. 福島労働局・労働基準監督署の主な取組

(1) 使用者団体等への要請

次の使用者団体には福島労働局長が訪問し、「過重労働解消キャンペーン」の実施について協力要請をします。

日時： 平成26年10月28日（火） 13:30～（記載の順に要請）

※ ムービー・スチール撮影可、ペン記者可

場所： 福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央会
（福島市三河南町1-20 コラッセふくしま）

(2) 休日・夜間の労働相談の実施

○過重労働解消相談ダイヤル 平成26年11月1日（土）9時～17時

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業。

0120-794-713。

○労働条件相談ほっとライン 月・火・木・金 17時～22時

フリーダイヤル はい！。 ろうどう 土・日 10時～17時

0120-811-610

(3) 労働基準監督署は、過重労働の解消等に向けた重点監督指導を実施します。